

西宮市総合交通戦略策定調査業務 企画提案書作成要領

1. 企画提案書の提出について

企画提案書は、下記の要領で提出すること。様式指定のあるものについては、別紙指定様式により作成し、任意様式のものについては、必要に応じて図表等を使用して簡潔でわかりやすいものとする。企画提案書のサイズはA4判とする。また、文字のサイズは10.5ポイント以上とする(ただし、図表等に関してはその限りでない)。

西宮市総合戦略の策定に係る業務内容については、西宮市総合交通戦略策定調査業務 特記仕様書(案)にあるとおり、全ての実施内容が密接不可分のものであるため、平成25年度の実施内容だけでなく、平成26年度の実施内容も考慮し、全体業務を完了するための企画提案書を作成すること。

(1) 企画提案に必要な書類

No.	名称	様式	頁数 両面印刷
1	表紙(企画提案書)	提案様式1	1頁
2	実施方針・実施フロー・工程表 ・実施方針は、計画策定に必要なと想定される検討項目に対し、どの辺りに重点を置いた作業を行いたいのか、また、どのように編集を進めていきたいのかについて分かり易く記載する。 ・実施フロー、工程表、その他主要検討事項について簡潔に記載する。 ・本業務の仕様等に関し、提案や課題提起があれば簡潔に記載する。	任意様式	2頁以内
3	特定テーマに対する提案(テーマ1) ・様式参照	提案様式2	2頁以内
4	特定テーマに対する提案(テーマ2) ・様式参照	提案様式3	2頁以内
5	特定テーマに対する提案(テーマ3) ・様式参照	提案様式4	2頁以内
6	過去の業務実績 ・過去10年の同種あるいは類似業務 同種業務とは、平成25年3月31日までに完了した地方公共団体発注の都市・地域総合交通戦略策定業務(国整備局)を指す。 類似業務とは、平成25年3月31日までに完了した地方公共団体発注の総合交通体系調査(国整備局)または地域公共交通総合連携計画(国運輸局)を指す。	提案様式5	1頁
7	実施体制 ・配置予定の総括責任者、主担当者、従事者を記載する。	提案様式6	1頁
8	配置予定技術者の経歴等 ・本業務を担当する総括責任者、主担当者、従事者について、経歴等を記載する。 ・本業務に係る管理技術者は技術士(建設部門:都市及び地方計画)又はRCCM(都市及び地方計画)の資格を有すること。 ・経歴等に記載する同種業務とは、平成25年3月31日までに完了した地方公共団体発注の都市・地域総合交通戦略策定業務(国整備局)を指す。 ・経歴等に記載する類似業務とは、平成25年3月31日までに完了した地方公共団体発注の総合交通体系調査(国整備局)または地域公共交通総合連携計画(国運輸局)を指す。	提案様式7	配置予定技術者1名毎に1頁
9	参考見積書 ・募集要項に示した委託料総額の範囲内	任意様式	特に制限なし (積算内訳を添付のこと)
10	会社概要 ・本社及び営業所所在地、資本金、従業員数、その他	提案様式8	1頁

(2) 書類作成方法

- ・上記提出書類一覧表の順番にまとめること。
- ・提出書類はA4サイズとする。(業務工程表のみA3折込みを可とする。)
- ・2穴綴じとし、フラットファイル、バインダー、紐綴じなど、簡易な綴じ方とする。
- ・様式ごとに両面印刷とし、様式ごとに頁数及び頁番号を記入すること。
- ・ホッチキス止め、インデックス、見出し用ページ等による修飾は行わない。
- ・専門知識を有しないものでも理解できるよう、分かり易い記載に努めること。
- ・必要に応じ、図表、写真等により文章を補完することは可とする。
- ・文字は10.5ポイント以上とする。(挿入図表等の中の文字はこの限りではない。)
- ・各様式において、表枠の大きさ、余白の設定は自由とする。

2. 質問に関すること

- (1) 提出期限：平成25年5月28日(火)17時30分必着
- (2) 提出方法：質問書(提案様式9)を電子メールにて都市計画課へ提出する。
- (3) 回答方法：市公式ホームページに掲載し、個別回答は行わない。

3. 企画提案書提出に関すること

- (1) 提出方法
一括して持参又は郵送とする。
- (2) 提出部数
10部(正副の区別なし)
- (3) 提出期限
平成25年6月5日(水) 17時30分必着
- (4) 提出先
西宮市都市局都市計画部 都市計画課
〒662-8567 西宮市六湛寺町10番3号 西宮市役所本庁舎南館3階
TEL 0798-35-3527 e-mail toshikei@nishi.or.jp

4. その他

- (1) 企画提案書の作成、提出など応募に関する費用は、応募者の負担とする。
- (2) 企画提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された企画提案書を無効とする。
- (3) 提出書類は応募者へ返還しない。提出書類の著作権は、応募者に帰属するが、応募者の許諾を得た上で公表する場合がある。
- (4) 企画提案書提出後において、原則として企画提案書に記載された内容の変更は認めない。また、企画提案書に記載した予定技術者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。